「熊本県総合射撃場」における指定管理候補者の選定結果について

熊本県教育委員会では、「熊本県総合射撃場条例」第10条の規定に基づき、「熊本 県総合射撃場」の指定管理者の公募を行った結果、1団体から提案書類の申請があり、 教育委員会指定管理候補者選考委員会での審査を経て、指定管理候補者を選定しまし たので、その選定結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に、指定を行うこととなります。

1 施設の名称

熊本県総合射撃場(上益城郡益城町砥川日平3586番地)

2 指定管理候補者

名 称:熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ

代表者:一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 寺野 愼吾

所在地:熊本市東区平山町2776番地

3 指定期間

令和8年(2026年)4月1日~令和13年(2031年)3月31日(予定)

4 選定理由

収支計画を着実に実行し、安定的な施設運営を行っており、射撃場という専門的な施設という特性を踏まえ、専門資格者を配置している他、鉛の回収や水質検査など地域からの理解を得ながら管理運営がなされている点を評価した。

また、車いす利用者のシミュレーションによる施設改善や、暑さ対策としての会議室開放など、利用者側に立った運営がなされている点や、研修制度を体系化し、 人材育成に力を入れている点も評価した。

5 指定管理候補者の事業計画の概要

施設の設置目的を踏まえ、利用者増・収入増を図るため、大会開催の誘致及び維持、関係団体との連携強化を図り、個人利用のリピーター確保に注力するとともに、 免許のない方の利用を生む自主事業を整備し、広く県民へアピールする。

また、施設の老朽化対策を独自に強化するとともに、益城町への責任を果たす環境保全については引き続きグループを全体で行う体制を敷き、徹底する。

6 能本県教育委員会指定管理候補者選考委員会の審査結果

(1)開催日:令和7年(2025年)10月21日

(2)委員:(委員長)立木 宏樹(熊本学園大学教授)

髙木 三朗(公益財団法人熊本県スポーツ協会常務理事)

入江 美由紀(公益社団法人熊本県建築士会) 吉永 賢一郎(日本公認会計士協会南九州会公認会計士) 緒方 美和(熊本県社会保険労務士会)

(3)指定管理候補者に関する意見

熊本県総合射撃場の指定管理候補者として「熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ」が適当。

【選考委員会における採点集計結果】

施設名:熊本県総合射撃場

| | | | A →T |
|---|--|---|---------------------------------------|
| 審査基準 | 審査項目 | 配点 | A 社 【熊本県スポーツ振 興事業団・ミズノグ ループ】 |
| 事業計画書の内容が、住民の平等 な利用を確保することができるも のであるか。 | ・施設の設置目的及び県が示した管理の方針 | 適・否 | 適 |
| | ・住民の施設の平等な利用の確保 | | |
| 事業計画書の内容が、当該公 1 の施設の効用を最大限に発揮 させるものであるか。 | ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待 される効果 | | 127点 |
| | ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期 待される効果 | | |
| | ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能 性 | | |
| 事業計画書の内容が、管理に タ 係る経費の縮減が図られるも のであるか。 | ・施設の管理運営に係る経費の内容 | 100点 ^(20点×5名) | 97点 |
| | ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 | | |
| 事業計画書に沿った管理を安 定して行うために必要な人員 及び財政的基礎を有している か。 | ・安定的な運営が可能となる人的能力 | | |
| | ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 | 175点 ^(35点×5名) | 166点 |
| | ・類似施設の運営実績 | | |
| その他、当該公の施設の設置 目的を達成するために必要と 認める事項。 | ・利用者の苦情や要望に対する取組内容 | 50点 ^(10点×5名) | 44点 |
| | ・施設、設備の保全及び補修、修繕に対する実施 内容 | | |
| | 合 計 点 | 500点 (100点×5名) | 434点 |
| | 計画書の内容が、住民の平等 用を確保することができるもあるか。 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 事業計画書に沿った管理を安定しているか。 事業計画書に沿った管理を安定しているが。 を対け、必要とであるのであるか。 | 計画書の内容が、住民の平等 ・施設の設置目的及び県が示した管理の方針 ・住民の施設の平等な利用の確保 ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 ・施設の管理運営に係る経費の内容 ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ・変定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・類似施設の運営実績 ・利用者の苦情や要望に対する取組内容 ・施設、設備の保全及び補修、修繕に対する実施内容 | 計画書の内容が、住民の平等 |